



高鍋町公告第 31 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので、同条第8項の規定により公告する。

令和8年9月15日
高鍋町長 黒木 敏



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画を変更した地区

（1）高鍋中央地区

中鶴、蚊口下、筏、黒谷、松本、西平原、東平原、北平原、川田、馬場原、羽根田、中川原、小丸出口、小丸上、小丸下、松原町、旭通、上町、中町、南町、東町、六日町、蓑江、畑田、後小路、宮越、宮越上、道具小路西、道具小路東、菖蒲池西、菖蒲池東、下屋敷、蚊口西の一、蚊口西の二、蚊口上、蚊口中、萩原、御屋敷

2 縦覧場所

高鍋町役場の掲示板及び町ホームページ